d)　GMDSS設備の使用は、適切な訓練及び証明書を伴うこと。

e)　国際的に割り当てられた周波数で運用する全ての船舶の無線局の業務は、証明書を所有する無線通信士によって運用されるということを無線通信規則が明記していること。

f)　WRC-07は、無線電話の遭難通信と無線通信士の証明書を規定している無線通信規則の付録第13号を削除し、非GMDSSの証明書の規定に統合するために、WRC-12は第47条を更に修正したこと。

以下に留意し、

多くの主管庁が現在、非義務船舶のために特別に作られた無線通信士証明書を発給していること。

以下を決議し、

非義務船舶の特別な証明書を発給することを希望している主管庁は、この決議の附属書に含まれている証明を実施すること。

以下をITU-Rに要請し、

これらの証明書を説明する勧告を作成すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対する国際海事機関の注意を喚起すること。

決議第343の附属書（WRC-12）　非義務船舶のGMDSSの周波数及び技術を使用する船舶に対する適切な無線通信士の証明書のための試験概要

序論

1992年２月、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）の導入によって、専門の無線通信職員の証明書のための試験要件を調整させることが必要となった。一般無線通信士証明書と制限無線通信士証明書の調整された試験手続は、基本的に無線通信規則の第47条で記述されていた摘要に基づいており、この試験手続は、1974年に改正された海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）に基づき、船上で無線通信業務を行う海上無線通信士に対して既に導入されている。GMDSSは、1974年に改正されたSOLAS条約下の船舶に対して、1999年２月１日に完全に実施された。

1974年に改正されたSOLAS条約下にない船舶であって、任意に無線設備を備えている船舶にとっては、GMDSSを使用する重要な利点がある。しかし、幾つかの主管庁においては、そのような船舶は、GMDSSの周波数や技術の全部ではないが一部を使用しており、そのような船舶の無線通信士は、GMDSSの周波数と技術の全てを使用する船舶の通信士の証明書と同じ水準まで強制的に求めないであろうことが予測された。

非強制的にGMDSSの周波数及び技術の一部を使用する船舶の無線通信士の証明要件に合致する適切な勉強の程度、知識水準及び講習期間を柔軟に提供する概要が作られた。適切ならばその概要は、衛星設備を使用する証明書にも提供される。概要は必要に応じて衛星装置の使用における証明を提供する。

この附属書は上記で説明した証明書の要件に合致するため作られた試験概要を説明している。そして、これは多くの国において、遠距離証明書及び近距離証明書という名で導入されている。近距離証明書は少なくともA1海域に関連する試験概要の要素を含まなければならない。

試験概要

試験は学科及び実技テストによって成り立っており、少なくとも以下のことを含まなければならない。

A　海上移動業務での一般的な無線通信の知識

A.1　海上移動業務の一般原理及び基本的な特徴

B　無線設備を使用するための詳細な実技の知識及び能力

B.1　VHF無線機の導入、VHF無線設備の実際的な使用法

B.2　MF／HF無線機の導入、MF／HF無線設備の実際的な使用法

B.3　デジタル選択呼出装置の目的及びその使用法並びに技術

C　GMDSSの運用手続及びGMDSS下の通信系及び機器の実際的で詳細な操作

C.1　GMDSS手続の基本的導入

C.2　GMDSSにおける遭難、緊急及び安全通信手続

C.3　従来の遭難及び安全システムにおける無線電話による遭難、緊急及び安全通信の手順

C.4　遭難周波数の保護

C.5　GMDSSにおける海上安全情報（MSI）

C.6　GMDSSにおける警報及び位置信号

C.7　不注意による誤警報の送信取消しの手続

D　無線通信に関する運用手順及び規則

D.1　海上における人命の安全に関連する通信の技能

D.2　規則、義務的な手順及びその実技

D.3　無線電話手続の実技及び理論的知識

D.4　国際アルファベット通話表及び必要に応じてIMO標準海事連絡用語集の一部分の使用法

E　強制設置を課していない船舶のための海上移動衛星業務のための選択試験科目

E.1　海上移動衛星業務の基本原則及び基本的特徴

E.2　GMDSSにおける船舶地球局の運用手順及び詳細な運用実技

改　決議第344（WRC-12、改）　海上移動業務の識別番号資源の管理

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下に留意し、

a)　海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に義務的に又は自主的に参加している船舶上にデジタル選択呼出装置又はインマルサットB、C若しくはM型の船舶地球局設備を設置するには、固有の９桁のMMSIの割当てが必要であること。

b)　そのような設備は、公衆電気通信網と接続する可能性があること。

c)　移動衛星システムのみが、船舶間の双方向自動接続性及び国際公衆通信業務を提供するために必要な様々な請求、経路指定、課金及び信号伝達の要件を満たすことが可能であること。

d)　現世代の移動衛星船舶地球局を使用する船舶は、方式がITU-T勧告E.164に従っている呼出し可能な船舶電話番号を通して公衆電気通信網へ自動接続することを支援す